平成２５年（フ）第２６７５号
大阪府寝屋川市本町３番30―205号
債務者　喜多　純子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２０号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番22―1311号
債務者　馬渡　孝子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２１号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番22―1311号
債務者　馬渡　重利
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７６０号
大阪市大正区北村１丁目17番15号
債務者　稲井　洋平
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４２号
大阪府門真市末広町34番７―205号
債務者　田村　幸一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９１０号
大阪府門真市浜町23番７―310号
債務者　齊藤　健一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１０７号
大阪府寝屋川市池田東町９番９―302号
債務者　清田　早見
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２４号
大阪市住吉区万代６丁目20番３―701号
債務者　佐野　真紀
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２６号
大阪市生野区新今里１丁目10番16号　田村ビル405号、前住所大阪市生野区田島３丁目２番23号　マイプラザ田島102号
債務者　大橋　幸恵
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６６号
大阪市城東区古市３丁目９番22―404号　大脇方
債務者　石井　順子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１７７号
大阪府吹田市千里山西１丁目15番37号
債務者　清水　敬子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９８号
大阪府豊中市庄内幸町１丁目12番８号
債務者　濱地　惠子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０１号
大阪市大正区三軒家東２丁目２番23―701号
債務者　大門　美和（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０５号
大阪府吹田市岸部中３丁目６番18号
債務者　前田　智浩
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２２２号
大阪市城東区森之宮１丁目３番1001号
債務者　上木　健一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２２３号
大阪府吹田市津雲台６丁目16番13―207号
債務者　福田　裕司
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２７１号
大阪市住吉区庭井１丁目５番８号　ベースワン201号
債務者　坂本亜希代こと　禹　亜希代
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９６号
大阪市城東区放出西３丁目15番２―107号
債務者　林　　孝子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部